

# 組 織 規 程

## 一般社団法人日本パラサイクリング連盟

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟(以下「本法人」という。)の基本となる組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 本法人に、役員として、その長である理事長、3名以上5名以内の理事及び1名以上の監事を置く。

2 理事長は、本法人の長として職務をつかさどり、所属従業員、強化スタッフ等を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、理事長を補佐して本法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠員のときは、あらかじめ理事長が指名する理事がその職務を代理し、又はその業務を行う。

4 監事は、本法人の業務を監査する。

5 この規程に定めるもののほか、理事長、理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

### (理事会)

第3条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第4条 本法人に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別途、事務局規程に定める。

### (強化・育成部会)

第5条 本法人に、強化・育成部会を置く。

2 強化・育成部会に関し必要な事項は、別に定める。

### (普及部会)

第6条 本法人に、普及部会を置く。

2 普及部会に関し必要な事項は、別に定める。

### (広報部会)

第7条 本法人に、広報部会を置く。

2 広報部会に関し必要な事項は、別に定める。

### (職員)

第8条 本法人に、職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別途、就業規則等に定める。

(コンプライアンス委員会)

第9条 本法人に、コンプライアンス委員会を置く。

2 コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規定は、平成28年12月1日から施行する。